

みらい定期預金 規定

預金について

- ① 本定期預金は「みらい定期預金」と称します。
- ② 本定期預金の預金対象者は個人の方に限ります。
- ③ 本定期預金のお預け入れ期間は最長 5 年です。(据置期間を 1 年とします)
- ④ 本定期預金は複利型でのお取り扱いとなります。
- ⑤ お預け入れ金額は 1 契約 50 万円以上となります。
- ⑥ 据置期間経過後は、お預け入れ日数に応じて本定期預金の利率を満期日まで適用します。
- ⑦ 本定期預金は自由金利型定期預金であり、自動継続定期預金にてお預かりします。
自動継続時は満期時の「ベストパートナー定期預金」(5 年もの)の利率を適用します。
- ⑧ お取り扱い期間は、2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までとします。
- ⑨ この規定に定めのないものについては当組合が別途定める「1 年据置型定期預金規定」によるものとします。
- ⑩ 本定期預金は金融情勢の変化等により、予告なく内容の変更や取り扱いが中止となることがございますので予めご了承ください。
- ⑪ 2027 年 3 月 31 日の時点での預入総額の 0.03%相当額を当組合「こどもの未来プロジェクト」の以下の目的として寄付・寄贈します。
・全国のこども病院 ・児童養護施設等の退所生の支援 ・幼・保育園に絵本寄贈 等
※当組合が寄付するものであり、お客さまのご負担はございません。

2026 年 4 月 1 日現在
横浜幸銀信用組合

(ご参考)

本定期預金は預金保険制度の対象であり、同保険制度の範囲内で保護されます。

預金保険制度の詳細につきましては、預金保険機構ホームページにてご確認ください。

(<https://www.dic.go.jp>)